4　委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する重大な違反を犯したことが自国の法律によって確定した場合には、当該漁船に対して操業を停止するよう命じ、及び、適当な場合には、条約水域から直ちに離れるよう命ずる。当該構成国は、当該漁船が当該違反について自国によって課された全ての制裁に従うまでの間、漁業資源について条約水域における漁獲活動に従事しないことを確保する。

5　この条の規定の適用上、重大な違反とは、千九百九十五年協定第二十一条11(a)から(h)までに規定する違反その他委員会が決定する違反をいう。

6　この条約が効力を生じてから三年以内に委員会が条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続に合意することができない場合には、千九百九十五年協定第二十一条及び第二十二条の規定をこの条約の一部であるとみなして適用する。条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査並びにその後の取締措置は、これらの条に定める手続及び委員会が決定する追加的な実際的手続に従ってとられる。

7　旗国の第一義的な責任に影響を及ぼすことなく、委員会の構成国は、自国の法律に従い、次のことを行う。

(a)　最大限度可能な範囲で、自国民及び自国民が所有し、運航し、又は管理する漁船によるこの条約及び委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、措置をとり、及び協力すること。

(b)　自己の発意により、又は委員会の他の構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国民又は自国民が所有し、運航し、若しくは管理する漁船によるこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する違反の容疑について速やかに調査すること。

8　全ての調査及び司法上の手続は、速やかに実施されるものとする。委員会の構成国の関連する国内法令に定める制裁は、遵守を確保する上で効果的であるため及び場所のいかんを問わず違反を防止するために十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を没収するものとする。

9　2から4まで又は7の規定に基づいて実施する調査の進展に関する報告（違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請の後二箇月以内に、要請を行った委員会の構成国及び委員会に提供される。調査の結果に関する報告は、調査が終了した時に、要請を行った委員会の構成国及び委員会に対して提供される。

10　この条の規定は、次の権利を害するものではない。

(a)　委員会の構成国の漁業に関する国内法令に基づく権利

(b)　この条約、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に抵触しない関連する二国間又は多数国間の協定に定める遵守及び取締りに関する規定についての締約国の権利

第十八条　透明性

委員会は、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。この条約の実施に関連する事項に関心を有する政府間機関及び非政府機関の代表は、オブザーバーとして、又は委員会の構成国が適当と認め、かつ、委員会が採択する手続規則に定める他の資格で、委員会及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられる。当該手続規則は、当該会合への参加に関して不当に制限的であってはならない。当該政府間機関及び非政府機関は、委員会が採択する規則及び手続に従い、適当な情報を適時に入手することができる。委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、保存管理措置その他委員会又は補助機関が決定する措置又は事項は、一般に入手可能なものとする。

第十九条　紛争の解決

千九百九十五年協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、締約国（千九百九十五年協定の締約国であるか否かを問わない。）間の紛争について準用する。

第二十条　非締約国との協力

1　委員会の構成国は、この条約の非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船の条約水域における活動に関する情報を交換する。

2　委員会は、この条約の非締約国の国民又は当該非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船によって行われた活動がこの条約の目的の達成に影響を及ぼすと認める場合には、当該非締約国の注意を喚起する。

3　委員会は、2に規定する非締約国に対して、締約国となることにより、又は委員会が採択する保存管理措置の適用に同意することにより、委員会と十分に協力するよう要請する。協力的な非締約国は、委員会が定める条件に従い、特に、関連する漁業資源に関する保存管理措置の遵守についての約束及びその遵守の記録並びに委員会に対する財政上の貢献に応じて、漁業への参加による利益を享受することができる。

4　委員会の構成国は、この条約の非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船が委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑止するため、この条約、千九百八十二年条約、千九百九十五年協定その他の関連する国際法に適合する措置をとる。

5　委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶がこの条約の遵守を回避する目的でこの条約の非締約国に登録を移転することを防止するため、自国の法律に従って適当な措置をとる。

第二十一条　他の機関又は枠組みとの協力

1　委員会は、適当な場合には、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の専門機関及び関係する地域的な機関又は枠組み（特に、条約水域付近の海域又は条約水域に隣接する海域における漁業について責任を有する地域的な漁業管理のための機関又は枠組み）と相互の関心事項について協力する。

2　委員会は、条約水域に隣接する水域について又はこの条約の対象とならない漁業資源、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種若しくは漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種について権限を有する地域的な漁業管理のための機関及び枠組み並びに他の関係する政府間機関であって、この条約の目的に適合し、かつ、これを助長する目的を有するものによって採択される保存管理措置又は勧告を考慮する。

3　委員会は、その作業に貢献することができ、かつ、生物資源及びその生態系の長期的な保存及び持続可能な利用の確保について権限を有する政府間機関との作業上の協力関係を発展させるよう努めるものとし、この目的のために協定を締結することができる。委員会は、これらの政府間機関に対し、委員会又はその補助機関の会合にオブザーバーを送るよう招請することができる。委員会は、適当な場合には、これらの政府間機関の会合に参加することを求めることもできる。

4　委員会は、この条約の目的の達成のために既存の制度を可能な最大限度まで利用するため、他の地域的な漁業管理のための機関又は枠組みと協議し、及び協力するための適当な取決めを締結するよう努める。この点に関し、委員会は、条約水域において取締りの活動を行うこれらの機関及び枠組みと当該活動に関する協力関係を確立するよう努める。

第二十二条　検討

1　委員会は、この条約の目的を達成するため、委員会が採択する保存管理措置の実効性及びその遵守の定期的な検討のための仕組みを設ける。この検討には、この条約の規定の実効性の検討を含めることができる。

2　委員会は、次の条件を満たす1に規定する検討の付託事項及び方法を決定する。

(a)　実施状況の検討に関する他の地域的な漁業管理のための機関における慣行を考慮に入れたものであること。

(b)　適当な場合には、補助機関の貢献を含むこと。

(c)　能力を認められた一又は二以上の者であって委員会の構成国から独立したものの参加を含むこと。

3　委員会は、1に規定する検討の結果行われる勧告を考慮し、及び、適当な場合には、措置（保存管理措置及びその実施のための制度の適当な修正を含む。）をとる。当該検討の結果行われるこの条約の改正の提案は、第二十九条の規定に従って取り扱う。

4　1に規定する検討の結果及び委員会によるその後の評価は、委員会に提出した後できる限り速やかに一般に入手可能なものとする。